

令和 4 年 9 月

第 5 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和4年9月第5回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第50号	令和4年度 人吉市一般会計補正予算（第5号）
議第51号	令和4年度 人吉市一般会計補正予算（第6号）
議第52号	令和4年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第53号	令和4年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第54号	令和4年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第55号	令和4年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第56号	令和4年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第57号	令和3年度 人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第58号	令和3年度 人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第59号	人吉市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例の制定について
議第60号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第61号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第62号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第63号	人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について
議第64号	人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第65号	人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の制定について
議第66号	財産の取得について
議第67号	人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

議第 6 8 号 川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する
協議について

- | | |
|----------|---|
| 議第 5 9 号 | 人吉市個人情報保護に関する条例の全部を改正する条例の制定について |
| 議第 6 0 号 | 人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 6 1 号 | 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 6 2 号 | 人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 6 3 号 | 人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 6 4 号 | 人吉市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 6 5 号 | 人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の制定について |

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 5 9 号

人吉市個人情報保護法施行条例

人吉市個人情報の保護に関する条例（平成 1 4 年人吉市条例第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第 3 条 法第 8 9 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。ただし、法第 8 7 条第 1 項の規定により写しの交付（これに準ずる方法を含む。）を受ける者は、規則で定めるところにより、実費相当の費用を負担しなければならない。

2 市長は、特段の理由があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 5 1 条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（人吉市情報公開等審査会条例の一部改正）

2 人吉市情報公開等審査会条例（平成 1 4 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

審査会は、人吉市情報公開条例（平成 1 3 年人吉市条例第 1 号）第 1 9 条第 1 項及び個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じて、審査請求について調査審議し、答申する。

第 2 条第 2 項中「及び個人情報保護制度」を削り、「調査・審議」を「調査審議」に改める。

(人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部改正)

- 3 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例(平成27年人吉市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条中「人吉市個人情報の保護に関する条例(平成14年人吉市条例第1号)第11条に規定するところ」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び人吉市個人情報保護法施行条例(令和4年人吉市条例第 号)の規定」に改める。

(人吉市体育施設条例の一部改正)

- 4 人吉市体育施設条例(平成8年人吉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条中「人吉市個人情報の保護に関する条例(平成14年人吉市条例第1号)第11条に規定するところ」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び人吉市個人情報保護法施行条例(令和4年人吉市条例第 号)の規定」に改める。

(人吉市老人福祉センター条例の一部改正)

- 5 人吉市老人福祉センター条例(昭和45年人吉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第13条中「人吉市個人情報の保護に関する条例(平成14年人吉市条例第1号)第11条に規定するところ」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び人吉市個人情報保護法施行条例(令和4年人吉市条例第 号)の規定」に改める。

(人吉市介護保険条例の一部改正)

- 6 人吉市介護保険条例(平成12年人吉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「人吉市個人情報の保護に関する条例(平成14年人吉市条例第1号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び人吉市個人情報保護法施行条例(令和4年人吉市条例第 号)」に、「個人情報保護条例」を「個人情報保護法等」に改め、同条第2項中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法等」に改める。

(人吉市印鑑条例の一部改正)

- 7 人吉市印鑑条例(昭和53年人吉市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「人吉市個人情報の保護に関する条例(平成14年人吉市条例第1号)第2条第10号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び人吉市個人情報保護法施行条例

（令和４年人吉市条例第 号）」に改める。

（人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部改正）

- ８ 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例（平成３０年人吉市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「人吉市個人情報の保護に関する条例（平成１４年人吉市条例第１号）第１１条に規定するところ」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び人吉市個人情報保護法施行条例（令和４年人吉市条例第 号）の規定」に改める。

（経過措置）

- ９ この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の人吉市個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第１６条、第２２条又は第２２条の２の規定による請求がされた場合における同条例の規定による手続又は措置については、なお従前の例による。
- １０ 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、旧条例に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）がこの条例の施行日前において保有していた旧条例第３６条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が保有する文書に記録された個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書又は指定管理者が保有する文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行日後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。
- （１） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行日前において旧実施機関の職員であつた者
 - （２） この条例の施行日前において旧条例の規定により個人情報取扱事務の受託者の業務に従事していた者
 - （３） この条例の施行日前において旧条例の規定により指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事していた者
- １１ 前項各号に掲げる者が、この条例の施行日前においてその事務又は業務に関して知り得た公文書又は指定管理者が保有する文書に記録された個人情報をこの条例の施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。
- １２ 前２項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律が改正され、改正後の法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、条例の全部を改正するものである。

議第 6 0 号

人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 4 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号を次のように改める。

(3) 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の 1 歳 6 か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該非常勤職員が前号

に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤

職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあっては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において配偶者育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条第8号を削る。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び

第 1 1 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員に準じて、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものである。

議第61号

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和26年人吉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「（1月間の日数（人吉市の休日を定める条例（平成2年人吉市条例第46号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の人吉市職員の退職手当の支給に関する条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の適用を受ける非常勤職員の勤務日数の要件が緩和されたことに準じて、条例の一部を改正するものである。

議第 6 2 号

人吉市体育施設条例の一部を改正する条例

人吉市体育施設条例（平成 8 年人吉市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中人吉市田野テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

体育施設の一部を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

議第 6 3 号

人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例の一部を改正する条例

人吉市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例（平成 8 年人吉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とする。

第 5 条（見出しを含む。）中「啓発活動」を「教育及び啓発活動」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（調査の協力）

第 7 条 市は、必要に応じ、国及び関係諸団体と連携を図り、国が行う差別の実態に係る調査に協力するものとする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（相談体制の充実）

第 5 条 市は、国及び関係諸団体との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

あらゆる差別をなくし、人権を守るための市の施策等を追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第 6 4 号

人吉市農村公園条例の一部を改正する条例

人吉市農村公園条例（平成 8 年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「人吉市田野町 3 3 4 3 番地」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

農村公園施設の一部を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

議第 6 5 号

人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業施行条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 費用の分担（第 6 条）
- 第 3 章 土地区画整理審議会（第 7 条—第 1 5 条）
- 第 4 章 地積の決定の方法（第 1 6 条—第 1 9 条）
- 第 5 章 土地及び権利の評価（第 2 0 条—第 2 2 条）
- 第 6 章 清算（第 2 3 条—第 2 9 条）
- 第 7 章 雑則（第 3 0 条—第 3 2 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 7 月豪雨により甚大な被害を受けた市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項の規定により、人吉市（以下「施行者」という。）が施行する紺屋町地区の土地区画整理事業（以下「事業」という。）について、法第 5 3 条第 1 項の規定に基づき、同項の施行規程を定めるものとする。

（事業の名称）

第 2 条 事業の名称は、人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業とする。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第 3 条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、人吉市紺屋町の一部及び九日町の一部とする。

（事業の範囲）

第 4 条 事業の範囲は、法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する事業とする。

（事務所の所在地）

第 5 条 事業の事務所は、人吉市役所内に置く。

第 2 章 費用の分担

第 6 条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、施行者が負担する。

- (1) 法第120条の規定による公共施設管理者負担金
- (2) 国庫補助金
- (3) その他の補助金、負担金等

第3章 土地区画整理審議会

(土地区画整理審議会の設置)

第7条 法第56条第1項の規定により、人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第8条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）のそれぞれのうちから各別に選挙された委員 8人
- (2) 法第58条第3項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員（以下「学識経験委員」という。） 2人

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第10条 第8条第2項第1号に掲げる委員は、次項に定める候補者のうちから選挙する。

2 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者（以下「選挙人」という。）は、同条第1項の公告があった日から10日以内に、規則で定めるところにより、立候補届を市長に提出して自ら候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を市長に提出して当該他の選挙人を候補者としてすることができる。

(予備委員)

第11条 審議会に、宅地所有者から選挙された委員及び借地権者から選挙された委員ごとにそれぞれ予備委員を置く。

2 予備委員の数は、第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のそれぞれのうちから各別に選挙された委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数。以下「委員定数」という。）のそれぞれ半数以内とする。ただし、委員定数が1人の場合は、1人

とする。

- 3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次なるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじでその順位を定める。
- 4 第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のうちからそれぞれ選挙された委員に欠員を生じた場合においては、前項の規定により定めた順位に従って、それぞれ順次予備委員をもって補充する。
- 5 前項の規定により委員を補充した場合においては、令第35条第5項の規定を準用する。
- 6 補充により委員となった者は、前項の規定により準用する令第35条第5項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

- 第12条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、宅地所有者及び借地権者それぞれの委員定数で当該選挙におけるそれぞれの有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。

(委員の補欠選挙)

- 第13条 第8条第2項第1号に掲げる宅地所有者及び借地権者のそれぞれのうちから各別に選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がいなときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の事由が委員の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。

(学識経験委員の補充)

- 第14条 市長は、学識経験委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を選任する。

(委任)

- 第15条 法、令及びこの条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 地積の決定の方法

(基準地積の決定)

- 第16条 換地計画(法第86条第1項に規定する換地計画をいう。以下同じ。)において換地を定めるときの基準となる従前の宅地の各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)における登記簿の地積(以下「登記地積」という。)とする。ただし、施行日において登記簿の地積がない宅地については、市長が実測した地積とする。

(基準地積の更正)

第17条 宅地所有者は、基準地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、市長に基準地積の更正を申請することができる。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたるときは、その全部について申請しなければならない。

- (1) 隣接する宅地等の地番及び所有者の氏名を記入した見取図
- (2) 隣接する宅地等との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入し、隣接する宅地等の所有者が署名及び押印をした境界表示図
- (3) 宅地の実測図（原則として縮尺250分の1とし、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認しなければならない。この場合において、市長は、当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めることができる。

3 市長は、前項の規定により確認した地積が基準地積と相違する場合は、当該基準地積を更正しなければならない。

4 市長は、前3項の規定によるほか、基準地積が事実と相違すると認めるときは、宅地所有者及び当該宅地に隣接する宅地等の所有者の立会いを求めて、当該宅地の地積を実測して当該基準地積を更正することができる。

5 市長は、施行地区内の道路に囲まれた区域その他適当と認める区域において実測した地積と当該区域内の宅地の各筆の登記地積を合計した地積との間に差異がある場合は、当該差異に相当する地積を当該区域内の宅地（次に掲げる宅地を除く。）の基準地積に按分して、基準地積を更正しなければならない。

- (1) 前条ただし書の規定により市長が実測した宅地
- (2) 前2項の規定により基準地積を定めた宅地
- (3) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に規定する地籍調査（同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。）の成果に基づいて登記された宅地
- (4) 登記所において地積測量図により地積が確認できる宅地

(施行日後の分割)

第18条 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地の各筆の登記地積に按分して得た地積とする。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第19条 換地計画において、換地に係る所有権以外の権利（処分の制限を含む。以下この条において同じ。）の目的となるべき宅地又は当該宅地の部分を定めるときの基準となる従前の宅地に存する所有権以外の権利の目的となっている従前の宅地又は当該従前の宅地の部分の地積（以下「基準権利地積」という。）は、当該従前の宅地の基準地積、施行日における当該従前の宅地の部分の登記地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計が当該宅地の基準地積に符合しないときは、基準地積に符合するように按分その他適当と認める方法により定めた地積を基準権利地積とする。

第5章 土地及び権利の評価

(評価員の定数)

第20条 法第65条第1項の評価員（以下「評価員」という。）の定数は、3人とする。

(土地の評価)

第21条 従前の宅地及び換地の価額については、市長がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第22条 所有権以外の権利（地役権、留置権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。）の存する従前の宅地及び換地の価額については、市長が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて、所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに区分して評価する。

第6章 清算

(清算金の算定)

第23条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の割合を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、当該従前の宅地についての所有権又は所有権以外の権利の価額）に乗じて得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、当該換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

(清算金の納期限等の通知)

第24条 市長は、清算金を徴収し、又は交付する場合において、納付又は交付の期限その他必要な事項を定め、その期限の30日前までに、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき者に通知する。

(清算金の相殺)

第25条 市長は、施行地区内の宅地又は宅地について存する権利について清算金又は減価補償金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金又は減価補償金とを相殺することができる。

2 市長は、前項の規定による相殺を行うに当たり、徴収すべき清算金に係る宅地又はその宅地について存する権利について減価補償金がある場合は、当該徴収すべき清算金と当該減価補償金を相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 市長は、徴収すべき清算金（前条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下同じ。）又は交付すべき清算金の総額が1万円以上である場合は、別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における法定利率とし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ6月を経過する日とする。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収額又は交付額は清算金の総額から第2回以後の徴収額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第2回以後の徴収額又は交付額は清算金の総額を分割回数で除して得た額から100円未満の端数を控除して得た額にその回の利子を加えて得た金額とする。

5 市長は、第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、毎回の徴収額又は交付額及び毎回の納付期限又は交付期限を定め、清算金を納付すべき者又は清算金の交付を受けるべき

者に通知する。

- 6 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 7 市長は、第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、必要があると認めるときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。
- 8 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。
- 9 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
（督促手数料及び延滞金）

第27条 市長は、法第110条第4項の規定により、清算金を滞納した者から督促手数料及び延滞金を徴収する。

- 2 前項の督促手数料は土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条に規定する額とし、前項の延滞金は当該清算金の額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年10.75パーセントの割合を乗じて得た額とする。
- 3 市長は、生活の困窮その他特別の事情がある者については、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（仮清算金への準用）

第28条 第23条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付すると市長が定めた場合に準用する。

（異動及び変更の届出）

第29条 清算が完了していない宅地について権利の異動（分割による異動を含む。）があったときは、当該異動に係る当事者の双方又は一方は、連署し、又は当該異動があったことを証する書類を添えて、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 清算が完了していない宅地について権利を有する者が、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更した場合には、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

第7章 雑則

（所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止）

第30条 令第55条の2において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧開始の日の公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、所有権以外の権利についての法第8

5 条第 1 項の規定による申告又は同条第 3 項の規定による届出は受理しない。

- 2 令第 19 条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して 20 日を経過した日から令第 22 条第 1 項の規定による異議の申出がなかった旨又はすべての異議について決定した旨の公告の日までの間は、借地権についての法第 85 条第 1 項の規定による申告又は同条第 3 項の規定による届出は受理しない。

(換地処分の特例)

第 31 条 市長は、必要があると認めるときは、法第 103 条第 2 項ただし書の規定により、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

(委任)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法第 55 条第 9 項の規定による人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行する。

別表 (第 26 条関係)

徴収し、又は交付すべき清算金の額	分割徴収し、又は分割交付する期限	分割の回数
1 万円以上 4 万円未満	6 月以内	2 回
4 万円以上 7 万円未満	1 年以内	3 回
7 万円以上 10 万円未満	1 年 6 月以内	4 回
10 万円以上 13 万円未満	2 年以内	5 回
13 万円以上 16 万円未満	2 年 6 月以内	6 回
16 万円以上 20 万円未満	3 年以内	7 回
20 万円以上 24 万円未満	3 年 6 月以内	8 回
24 万円以上 28 万円未満	4 年以内	9 回
28 万円以上 32 万円未満	4 年 6 月以内	10 回
32 万円以上	5 年以内	11 回

(提案理由)

土地区画整理法第52条第1項の規定により人吉都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の施行規程を定める必要があるため、同法第53条第1項の規定により条例を制定するものである。

議第66号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 防災ラジオ購入 |
| 2 | 種類及び数量 | 防災ラジオ 1, 000台 |
| 3 | 取得予定価格 | 21, 450, 000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都港区西新橋2-35-2
東京テレメッセージ株式会社
代表取締役 清野 英俊 |

令和4年9月6日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

予定価格2, 000万円以上の財産を取得するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年人吉市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決が必要である。

議第 6 7 号

人吉市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

人吉市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

人吉市過疎地域持続的発展計画を定めようとするときは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決が必要である。

議第 6 8 号

川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、本市の区域に係る川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の一部を錦町に委託するため、協議により次のとおり規約を定めることについて、同法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

人吉市長 松岡 隼人

川辺川地区水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約

（目的）

第 1 条 人吉市は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、国営川辺川農業水利事業造成施設及び国営附帯県営事業造成施設に係る川辺川地区水利施設管理強化事業（以下「水利施設管理強化事業」という。）に関する事務の一部を錦町に委託し、錦町は、これを受託する。

（委託事務の範囲）

第 2 条 前条の規定により人吉市が錦町に委託する事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、水利施設管理強化事業実施要綱（令和 3 年 3 月 2 9 日付け 2 農振第 3 5 3 4 号）及び水利施設管理強化事業実施要領（令和 3 年 3 月 2 9 日付け 2 農振第 3 5 3 5 号）により行う、次に掲げる事務とする。

- (1) 国及び県への補助金の交付申請及びその受領に関する事務
- (2) その他委託事務の管理及び執行のため必要な事務

（委託事務の管理及び執行の方法）

第 3 条 委託事務の管理及び執行については、錦町の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

2 錦町長は、委託事務の管理及び執行に関する条例等の制定又は改

廃があったときは、遅滞なくその旨を人吉市長に通知するものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費（水利施設管理強化事業に係る国及び県の補助金をもって充てる経費を除く。以下「委託費」という。）は、人吉市の負担とする。

2 委託費の額及び納付方法は、錦町及び人吉市が協議して定める。
この場合において、錦町長は、あらかじめ水利施設管理強化事業に要する経費の総額及び委託事務に要する経費の見積りに関する書類を人吉市長に送付するものとする。

（予算の繰越し）

第5条 錦町長は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度に繰り越して支出することができる。この場合において、錦町長は、予算の残額が生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに人吉市長に送付するものとする。

（補則）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、錦町及び人吉市が協議して定める。

附則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

（提案理由）

事務の委託に関する協議については、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要である。

